

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ室スチームドレンサンプピット内のライニングに剥がれが認められたため、当該ライニングを点検・修理	D	
2	4号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（E）点検において、インペラ軸の間隙値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-11）アキュムレータ水側ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-19）アキュムレータ水側ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のメカシールよりリーク（1滴/8秒）が認められたため、対応検討	D	
6	4号機	原子力安全基盤機構による定期事業者検査（クラス1機器供用期間中検査（R1））の記録確認において、検査成績書中の「非破壊検査記録」に誤記（2箇所）が認められたため、対応検討	C	
7	4号機	原子炉圧力が低い状態において、制御棒駆動水圧系駆動水流量調整弁（A）に一時的な流量変動（ハンチング）が認められたため、対応検討	D	
8	5号機	サービス建屋換気空調系空調機内部ドレン排水不良が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	集中環境施設	焼却工作建屋南側搬入口東側道路の路面に陥没（直径約20cm×深さ1m）が認められたため、当該路面を点検・補修	C	
10	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理ドラム転倒機（A）周辺に塵等の蓄積が認められたため、当該転倒機を点検・清掃	対象外	
11	集中環境施設	現場監視用TVモニタ画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理	D	
12	集中環境施設	補助ボイラ（C）バーナ噴霧蒸気のストレーナから蒸気リーク（微量）が認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	
13	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト放射線モニタ（B系）サンプリング配管に詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	その他	マニュアルに定める認定資格を未取得の当社社員（3名）が、委託業務において「委託監理員」として業務を行っていたことが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで